

津市農業委員会だより広告掲載実施基準

平成19年12月28日

(趣旨)

第1条 この基準は、津市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が発行する津市農業委員会だより（以下「委員会だより」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載基準)

第2条 広告掲載基準については、津市広告掲載要綱（平成19年津市訓第2号。以下「要綱」という。）第3条第1項及び第2項の規定を準用する。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、縦3.5センチメートル、横8.0センチメートルとする。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告を掲載する位置は、委員会だよりの表紙及び最終頁における所定の位置とする。

2 掲載する広告の枠数は、毎号4枠（表紙2枠、最終頁2枠）とする。

(広告の掲載方法)

第5条 広告の掲載方法は、委員会だよりへの印刷によるものとする。

(広告の掲載料金)

第6条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告の募集方法)

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、本市のホームページ等における公募により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、津市農業委員会会長（以下「会長」という。）は、募集を行うに当たって、要綱第3条第2項各号に該当しない者に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 申込者は、津市農業委員会だより広告掲載申込書（第1号様式）を会長に提出するものとする。

(広告掲載の優先順位)

第9条 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順位による。

(1) 企業又は自営業者のうち、本市の区域内に事業所等を有するものの広告

(2) 前号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の決定等)

第10条 会長は、第8条の規定による提出があった場合は、要綱第5条に規定にする津市広告掲載審査委員会の意見を聴いて、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 申込者の数が広告の枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

3 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を津市農業委員会により広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

4 広告掲載の決定を受けた者は、（以下「広告主」という。）は、会長が指定する期日までに、会長に広告案を提出するものとする。

(広告案の確認等)

第11条 会長は、前条第4項の規定による提出があった場合は、その内容等を速やかに確認し、必要があると認める場合は、広告主に修正を求めるものとする。

(広告案の費用負担等)

第12条 広告案の作成は広告主の責任において行い、その費用は広告主が負担するものとする。

(掲載料金の納入)

第13条 広告主は、市長が指定する期日までに、本市が発行する納付書により掲載料金を一括納付しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第14条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催促その他何らの手続きを要することなく、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告案の提出がないとき。

(2) 第11条の規定による修正を行わないとき。

(3) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。

(4) 要綱第3条第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 前項の規定により広告掲載を取り消した場合においては、本市は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主は、委員会だよりへの広告掲載を取り下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により、広告掲載の取り下げを希望する号の発行日の1ヶ月前までに会長に申し出なければならない。

（掲載料金の返還）

第16条 既納の掲載料金は、返還しないものとする。ただし、本市の都合により掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項の規定により還付する掲載料金には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第17条 広告主は、当該広告の内容に関しすべての責任を負うものとする。

（委 任）

第18条 この基準に定めるもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成24年 4月25日）

この基準は、平成24年4月27日から施行する。